

令和3年度第3回 広島支部評議会議事概要報告

開催日時	令和3年12月14日(火) 15:00~17:00
場 所	広島ガーデンパレス
出席議員	(学識経験者) 江頭 大藏、佐田尾 信作、畑 雄太 (事業主代表) 中島 潤子 (被保険者代表) 福島 淳仁、和田 利樹 (敬称略)
議 題	<p>1. 令和4年度平均保険料率について</p> <p>2. インセンティブ制度について (令和2年度実績及び制度見直しの報告について)</p> <p>3. 令和3年度広島支部事業実施状況について(中間報告)</p> <p>4. 令和4年度広島支部事業計画の概要(案)について</p>
議事概要 (主な意見)	
<b>議題1. 令和4年度平均保険料率について</b>	
<p>事務局より「令和4年度平均保険料率」について、資料に沿って報告。個別の意見等については、以下のとおり。</p> <p>(学識経験者) 平均保険料率の支部意見について、昨年度と比較すると、引き下げるべきという意見が増えているが、どういう背景があるのか分かれば、教えてほしい。</p> <p>⇒ 他支部の意見を見たところ、平均保険料率を維持しても都道府県単位保険料率の引上げが見込まれるため、コロナの影響で厳しいなか事業主負担が増大することが背景にあると考えられる。</p>	
<b>議題2. インセンティブ制度について(令和2年度実績及び制度見直しの報告について)</b>	
<p>事務局より「インセンティブ制度」について、資料に沿って報告。個別の意見については、以下のとおり。</p> <p>(学識経験者) ジェネリック医薬品の不祥事による影響が続いている報道を見たが、広島県内ではジェネリック医薬品を使用したいが、供給不足で使用できない状況にあると思われる。優先的に供給を受けている県があるのではないかと推測され、その場合はインセンティブ制度の指標としては不公平ではないか。</p> <p>⇒ 令和3年7月分の使用割合は78.2%で、前月より下がっている要因を本部に確認したところ、供給不足の影響は誤差の範囲で、一概に不祥事の影響で下がっているとは言えない。</p>	

(被保険者代表) 特定保健指導について、コロナの影響は全国的に見れば同じ状況ではないか。特定保健指導実施率の順位が下がっている要因を教えてください。

⇒ 特定保健指導は①自支部の保健指導者、②専門業者への外部委託、③健診受診と同日に健診機関で実施、の3パーンに分けることができ、保健指導実施率が伸びている支部では、①以外の実施方法の実績が増えている面もある。

(被保険者代表) ジェネリック医薬品の使用促進として患者に対してだけでなく、医療機関にアプローチすることはできないのか。

⇒ 例えば、ジェネリック医薬品の軽減額通知を送付する際には、県医師会にも理解を求め続けており、医師にご理解いただけていると考えている。

### 議題3. 令和3年度広島支部事業実施状況について (中間報告)

事務局より「令和3年度広島支部事業実施状況について (中間報告)」について、資料に沿って報告。個別の意見については、以下のとおり。

(学識経験者) 郵送化率の関係で、申請書の提出をオンライン申請に移行する予定はないか。

⇒ 具体的な話はない。参考までに、年金事務所に協会けんぽのサテライト窓口を設置してきたが、全国的に閉鎖しており、窓口が残っている支部は郵送化率が低くなる傾向にある。

(学識経験者) コロナによる健診や保健指導への影響について、他支部の状況を教えてください。

⇒ 他支部の状況は全てを把握していないが、広島支部も健診実施率は前年同期と比較すると上がっている。昨年度はコロナの影響で閉鎖した健診機関が一部あったが、今年度は感染症予防対策で受診体制が整っている。特定保健指導は、結果が3か月先になるので、下期に影響があると思われる。

(学識経験者) ひろしま企業健康宣言事業所数が増加している理由を教えてください。

⇒ 何度も事業所に対して勧奨を行っている。昨年度の健診受診率が80%以上、あるいは健康保険委員委嘱事業所など健康づくりの取組みに前向きと考えられる事業所に文書、電話勧奨を行い、さらに後追いの電話勧奨や事業所訪問を行っている。

### 議題4. 令和4年度広島支部事業計画の概要 (案) について

事務局より「令和4年度広島支部事業計画の概要 (案)」について、資料に沿って説明。個別の意見については、以下のとおり。

(学識経験者) レセプト点検による査定率の向上について、システムを活用した支払基金の審査とはどういったチェックを行っているのか。AIによる審査でミスをすることはないのか。

⇒ 支払基金では、今年の9月頃からAIを活用したレセプト点検を行っている。仮に支払基金でのAIによる審査におけるレセプト点検で診療報酬の点数が減額になったとしても、医療機関で疑義が生じた場合、再審査を請求できる仕組みがある。

(学識経験者)「柔道整復施術療養費における文書照会の強化」とあるが、具体的な内容を教えていただきたい。

⇒ 健康保険の柔道整復施術療養費として認められているのは、外傷によるもので、慢性的な肩こり、筋肉疲労は認められておらず、患者照会を行うことで施術内容に問題がないことの確認や制度の啓発を引き続き図っていきたい。

(学識経験者) 柔整師の施術者側への照会やアプローチはしないのか。

⇒ 柔整師からの請求で内容に疑義が生じるものは、施術者の関係団体からも委員参画している柔道整復療養費審査委員会（その中に面接確認委員会を設置）において、柔整師との面接確認を行い、不正や不適切な請求がないか確認や指導を行っている。

(学識経験者) 看護職員の給与の引上げについて、令和4年度診療報酬改定において議論になっているが、保険料率への影響が懸念される。協会けんぽとして意見はないのか。

⇒ 令和3年11月24日に医療保険者団体等で令和4年度診療報酬改定に関する要請を行っており、国民の負担軽減につなげるため、診療報酬を引き上げる環境にない旨の要請を行っている。

特記事項

次回は令和4年1月14日（金）に開催予定